

北但行政事務組合廃棄物の処理に関する条例施行規則

〔平成27年10月30日〕
規則第1号

改正 平成28年3月22日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、北但行政事務組合廃棄物の処理に関する条例（平成27年北但行政事務組合条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(処理することができる産業廃棄物)

第2条 条例第4条第2号に規定する規則で定める産業廃棄物は、次に掲げる産業廃棄物とする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第2条第1号に規定する紙くず
- (2) 令第2条第2号に規定する木くず
- (3) 令第2条第3号に規定する繊維くず
- (4) 令第2条第4号に規定する動物又は植物に係る固形状の不要物
- (5) 令第2条第7号に規定するガラスくず及び陶磁器くず
- (6) 公共下水道の終末処理場から生じた汚泥
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認めたもの

(受入基準)

第3条 条例第6条に規定する受入基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物が条例第3条に規定する一般廃棄物の処理計画に定める廃棄物の分別区分により分別されていること。
- (2) 廃棄物がその内容を容易に確認できる方法で搬入されていること。
- (3) 廃棄物が関係市町の区域で発生したものであること（管理者が特別の事情があると認める場合を除く。）。
- (4) 廃棄物が処理施設の処理能力を超えた大きさ、硬さ等のため施設が損傷するおそれがあるものその他適正な処理が困難と認められるものでないこと。
- (5) 廃棄物が有毒性、爆発性、悪臭その他人の健康又は生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるものでないこと。

(違反者に対する措置)

第4条 条例第9条第1号に規定する文書による指導は、指導書（様式第1号）により行うものとする。

- 2 条例第9条第2号に規定する文書による警告は、警告書（様式第2号）により行うものとする。
- 3 条例第9条第3号に規定する搬入の禁止は、搬入禁止通知書（様式第3号）により通知し、その期間は、次の表の左欄に掲げる搬入禁止の回数の区分に応じ、通知書を発行した日から起算して同表の右欄に掲げる期間を経過する日までとする。

搬入禁止の回数	期間
1回目	3日
2回目	7日
3回目	14日
4回目以降	30日

- 4 条例第9条に規定する措置については、当該措置を受けた日（搬入禁止及び公表にあっては、搬入禁止期間の満了日の翌日）から起算して180日を経過する日までの間、条例第6条の規定に違反することがなかった者は、当該措置を受けなかったものとみなす。

（公表する事項）

- 第5条** 条例第9条第3号の規則で定める事項は、搬入を禁止された者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）、搬入禁止期間並びに違反の内容とする。

（委任）

- 第6条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

北但行政事務組合 管理者 印

指 導 書

北但行政事務組合廃棄物の処理に関する条例第6条の規定に違反して廃棄物を搬入したので、同条例第9条第1号の規定により、指導します。

記

受入基準 (北但行政事務組合廃棄物の処理に関する条例施行規則第3条)		違反の具体的な内容
第1号	分別の不適正	
第2号	容器の不適正	
第3号	関係市町外で発生した廃棄物の搬入	
第4号	処理困難物の搬入	
第5号	危険物等の搬入	

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

北但行政事務組合 管理者 印

警 告 書

北但行政事務組合廃棄物の処理に関する条例第6条の規定に違反して廃棄物を搬入し、下記のとおり指導したにもかかわらず、なお同条の規定に違反して廃棄物を搬入したので、同条例第9条第2号の規定により、警告します。

なお、今後同条例第6条の規定に違反した場合、同条例第9条第3号の規定により搬入禁止及び違反公表の措置を講じますので、あわせて通知します。

記

指導	(指導した日) 年 月 日 (違反内容)
警告の事由	(違反した日) 年 月 日 (違反内容)

第 号
年 月 日

様

北但行政事務組合 管理者 印

搬入禁止通知書

北但行政事務組合廃棄物の処理に関する条例第9条第2号の規定により下記のとおり警告したにもかかわらず、なお同条例第6条の規定に違反して廃棄物を搬入したので、同条例第9条第3号の規定により、下記のとおり処理施設への廃棄物の搬入を禁止します。

なお、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に実施機関の長に対して審査請求をすることができます。また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北但行政事務組合を被告として、処分の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取り消しの訴えを提起することができます。

記

警告した日及び事由	(警告した日) 年 月 日 (警告事由)
搬入禁止措置の事由	(違反した日) 年 月 日 (違反内容)
搬入禁止期間 (回目)	年 月 日から 年 月 日まで